

新型コロナウイルス感染者の「みなし入院」請求の取扱い変更について

○遺族・障害附加年金保険の「入院サポートプラン」について

1. 新型コロナウイルス感染症に関する「みなし入院」の特別取扱いについて

医師による診断年月日によって以下の取扱いとし、5月7日以前に医師による診断を受けた方は5月8日以降もご請求いただけます。

	医師による診断年月日		
	2022年9月25日以前	2022年9月26日から 2023年5月7日	2023年5月8日以降
「みなし入院」の特別扱いの対象	全員の方が対象	4類型に該当する方が対象（注）	対象外（病院等に入院された場合は、お支払い対象）

（注）4類型に該当する方は、次のとおりです。

- ① 65歳以上の方
- ② 入院を要する方
- ③ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナウイルス治療薬の投与または新たに酸素投与が必要と、医師が判断する方
- ④ 妊婦の方

2. 「My HER-SYS療養証明（画面）」について

「みなし入院」による請求手続き時の必要書類として、「My HER-SYS療養証明（画面）」を推奨しておりますが、分類変更に伴い、9月末で「My HER-SYS」の利用はできなくなりますので、早めの請求手続きをお願いいたします。

3. 請求手続きについて

従来通り、請求書類につきましては、組合員が所属所担当課へ連絡し、所属所担当課から取扱代理店群馬CTVサービス(TEL：027-290-1370)までご連絡いただきますようご協力をお願いいたします。

また、詳細につきましては、明治安田生命保険相互会社公法人第三部法人営業第二部(TEL：03-5289-7590)までお問い合わせください。

○新・団体医療保険について

みなし入院の取扱いについて

政府の方針の通り「五類感染症」に変更された場合、2023年5月8日に「みなし入院」の取扱いを終了します。

なお、2023年5月7日以前に新型コロナウイルス感染症と診断され、「みなし入院」の対象となる方につきましては、2023年5月8日以降も保険金をご請求いただけますのでご安心ください。

<みなし入院適用範囲>

治療・療養の場所		病院・診療所	宿泊施設・自宅	
対象の方		全ての方	重症化リスクの高い方（※2）	左記以外の方
医師に新型コロナウイルス感染症と診断された日	2022年9月25日以前	○ (約款上の入院に該当) (※1)	○	○
	2022年9月26日から 2023年5月7日		○	×
	2023年5月8日以降		×	×

（※1）約款上の入院とは以下のとおりです。

「自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念すること」等をいいます。

（※2）重症化リスクの高い方とは以下の方をいいます。

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ・妊婦

なお、従来通り、請求につきましては、損保ジャパン株式会社事故連絡サポートセンター(TEL: 0120-727-110)までご連絡いただきますようご協力お願いいたします。

また、詳細につきましては、損害保険ジャパン株式会社群馬支店法人支社(TEL: 027-223-5111)までお問い合わせください。